

国の「電子行政オープンデータ戦略」《抜粋》
～2012年7月4日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部^(*)決定～
(*)内閣総理大臣を本部長とする会議

第3 基本的な方向性

1. 基本原則

我が国において公共データの活用の取組を進めるに当たり、次の①から④までを基本原則とする。

- ① 政府自ら積極的に公共データを公開すること
- ② 機械判読可能な形式で公開すること
- ③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- ④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、
成果を確実に蓄積していくこと

これらの基本原則に則って取組を推進するに当たり、国民・企業等の具体的な公共データの活用ニーズ、プライバシー情報等機微情報の取扱い、さらには、必要となる業務プロセスの見直しやそれに伴う事務負担、それらを踏まえた費用対効果等について十分に検討を行うものとする。

また、取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を着実に蓄積するとともに、並行して、それらの取組や後述する各種施策等による成果を基に、公共データ活用のための環境整備を進め、随時、取組へのフィードバックを図る。

2. 取組対象とする公共データ

政府が保有するデータ(安全保障に関する情報等公開に適さない情報を除く。)について率先して取組を推進し、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等の取組に波及させていくものとする。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データについては早期に取組を進めておくことが重要である。

(注)下線箇所: JARCにおける情報公開の考え方の参考とした部分。

以上